（その１）　※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

千葉県選挙管理委員会
29.3.-3
千選管第　号

収支報告書（平成 28 年分）

（ふりがな）（みんしんとうちばけんそうしぶれんごうかい）

1 政治団体の名称　民進党千葉県総支部連合会

2 主たる事務所の所在地　千葉市中央区新千葉2-5-14 ニュー芳野ビル5F

3 代表者の氏名　田嶋 要

4 会計責任者の氏名　田中 信行

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
☑ 政党の支部	☐ 政党
☐ その他の政治団体（後援会等）	☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団体の支部	☐ 政治資金規正法第18条の2第１項の規定による政治団体

活動区域の区分
☐ ２以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

問合せ先

（担当者）山田 文雄

（電話）043-302-7710

【留意事項】
国会議員関係政治団体については，1万円を超える支出を記載し，コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお，すべての領収書を保管すること。

国会議員関係政治団体の区分
（政治資金規正法第１９条の７第１項）
☐ 第１号に係る国会議員関係政治団体
☐ 第２号に係る国会議員関係政治団体
・公職の候補者の氏名
・公職の種類
（該当する方に○→）（ 現職 ・ 候補者 ）
・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
☐ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

資金管理団体の指定の有無
☑ 無
☐ 有
（以下 指定「有」の場合のみ記載）
・公職の種類
（該当する方に○→）（ 現職 ・ 候補者 ）
・資金管理団体の届出をした者の氏名
・資金管理団体の指定の期間
☐ 1年を通じて適用
☐ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

注意
（1） この表紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治団体に関して届出た内容と一致すること。
（2） 記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
（3） 提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

（下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと）

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
151090	28	290303	¥68,263,489

収　支　の　状　況

全団体必要

（その２）

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）宣誓書は提出しなければならない。

１．収支の総括表

				十億	百万	千	円
(1) 収入総額（①+②）	0	1	0		133,	288,	464
①（前年からの繰越額）	0	2	0		56,	407,	464
②（本年の収入額＝A+B+C+D+E+F+G）	0	3	0		76,	881,	000
(2) 支出総額（表(その13-1)の合計額）	0	4	0		65,	024,	975
(3) 翌年への繰越額（(1)－(2)）	0	5	0		68,	263,	489

※収支がない場合であっても、０１０～０５０の欄にはすべて記入すること。

２．収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

				十億	百万	千	円
金額 A	0	6	0		1,	164,	000
員数	0	7	0				582

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	行番			金額 十億	百万	千	円	備考
(ｱ) 個人からの寄附	0	8	0		19,	422,	000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕	0	9	0				0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0				0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ｳ) 政治団体からの寄附	1	1	0				0	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計（ｱ）+（ｲ）+（ｳ）	1	2	0		19,	422,	000	080～110の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	1	3	0				0	内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附	1	4	0				0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B（ア＋イ）	1	5	0		19,	422,	000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

（その３－１）

（３）機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティーを除く）

			事業の種類	金額 十億	百万	千	円	備考
			懇親会会費			25,	000	
			懇親会会費			35,	000	
			研修会会費			300,	000	
8	0	0	この頁の小計			360,	000	
9	0	0	合計 C			360,	000	

→ この欄には何も記入しないこと。（以下同じ）

注意(1)政治資金パーティーを除く事業収入を記載するもので、例えば、機関紙誌の発行事業であれば「○○紙発行事業」、役員会や各種懇親会の会費収入であれば「○○会会費」、その他の事業にあっては「その他催物事業」と記載すること。
(2)政治資金パーティーについては、本表には記載せず、表(その3-2)へ記載すること。

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			民主党本部	5,000,000	H28.2.29	東京都千代田区永田町1-11-1	
			〃	100,000	H28.3.14	〃	
			〃	500,000	H28.3.15	〃	
			〃	1,800,000	H28.3.25	〃	
			〃	5,000,000	H28.3.25	〃	
			民進党本部	5,000,000	H28.5.19	〃	
			〃	1,000,000	H28.5.24	〃	
			〃	5,000,000	H28.5.31	〃	
			〃	300,000	H28.6.8	〃	
			〃	5,000,000	H28.6.22	〃	
			〃	900,000	H28.7.7	〃	
			〃	4,000,000	H28.10.26	〃	
			〃	1,000,000	H28.10.27	〃	
			〃	10,000,000	H28.10.27	〃	
			〃	900,000	H28.11.8	〃	
8	0	0	この頁の小計	45,500,000			
9	0	0	合計 F				

（その５）

（５）本部又は支部から供与された交付金に係る収入

			交付金を供与した本部又は支部の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	備考
			民進党本部		10,	000,	000	H28.12.8	東京都千代田区永田町1-11-1	
			民主党千葉県第10区総支部			10,	000	H28.1.5	香取市佐原ロ2164-2	
			民進党千葉県第13区総支部			5,	000	H28.10.27	鎌ケ谷市南初富6-1-7　第2谷村ビル3Ｆ	
			民進党千葉県第10区総支部			10,	000	H28.12.26	香取市佐原ロ2164-2	
8	0	0	この頁の小計		10,	025,	000			
9	0	0	合計 F		55,	525,	000			

（その６）

（６）その他の収入

	摘要	金額（十億 百万 千 円）	収入年月日	備考
	新人貸付金返金	300,000	H28.6.20	寺田聖
800	この頁の小計	300,000		
810	１件10万円未満のもの	110,000		→※10万円未満のその他の収入については、合算してこの欄に記載すること。
900	合計 G	410,000		

注意．預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、１件10万円未満の収入については、「１件１０万円未満のもの」欄に合算して記載するだけでよい。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			田嶋　要		1,	199,	000	/	千葉市稲毛区小仲台5-5-1-405	衆議院議員	
						100,	000	28.1.8			
						100,	000	28.2.10			
						100,	000	28.3.10			
						100,	000	28.4.8			
						100,	000	28.5.10			
						99,	000	28.6.10			
						100,	000	28.7.8			
						100,	000	28.8.10			
						100,	000	28.9.9			
						100,	000	28.10.7			
						100,	000	28.11.10			
						100,	000	28.12.9			
8	0	0	この頁の小計		1,	199,	000	/			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			野田　佳彦		1,	199,	000	／	船橋市薬円台6-21-10	衆議院議員	
						100,	000	28.1.8			
						100,	000	28.2.10			
						100,	000	28.3.10			
						100,	000	28.4.8			
						100,	000	28.5.10			
						99,	000	28.6.10			
						100,	000	28.7.8			
						100,	000	28.8.10			
						100,	000	28.9.9			
						100,	000	28.10.7			
						100,	000	28.11.10			
						100,	000	28.12.9			
8	0	0	この頁の小計		1,	199,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			太田　和美			799,	000	／	柏市南逆井6-14-9	衆議院議員	
						199,	000	28.5.31			
						100,	000	28.7.8			
						100,	000	28.8.10			
						100,	000	28.9.9			
						100,	000	28.10.7			
						100,	000	28.11.10			
						100,	000	28.12.9			
8	0	0	この頁の小計			799,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）									寄附者の区分	個人	
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			奥野　総一郎		1,	199,	000	／	千葉市中央区亀岡町8-8	衆議院議員	
						100,	000	28.1.8			
						100,	000	28.2.10			
						100,	000	28.3.10			
						100,	000	28.4.8			
						100,	000	28.5.10			
						99,	000	28.6.10			
						100,	000	28.7.8			
						100,	000	28.8.10			
						100,	000	28.9.9			
						100,	000	28.10.7			
						100,	000	28.11.10			
						100,	000	28.12.9			
8	0	0	この頁の小計		1,	199,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			長浜　博行		1,	199,	000	／	浦安市美浜4-12-4	参議院議員	
						100,	000	28.1.8			
						100,	000	28.2.10			
						100,	000	28.3.10			
						100,	000	28.4.8			
						100,	000	28.5.10			
						99,	000	28.6.10			
						100,	000	28.7.8			
						100,	000	28.8.10			
						100,	000	28.9.9			
						100,	000	28.10.7			
						100,	000	28.11.10			
						100,	000	28.12.9			
8	0	0	この頁の小計		1,	199,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			小西　洋之		1,	199,	000		東京都千代田区麹町4-7	参議院議員	
						100,	000	28.1.8			
						100,	000	28.2.10			
						100,	000	28.3.10			
						100,	000	28.4.8			
						100,	000	28.5.10			
						99,	000	28.6.10			
						100,	000	28.7.8			
						100,	000	28.8.10			
						100,	000	28.9.9			
						100,	000	28.10.7			
						100,	000	28.11.10			
						100,	000	28.12.9			
8	0	0	この頁の小計		1,	199,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）				寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額（十億／百万／千／円）	年月日	住所	職業	備考
			水野　賢一	299,000		佐倉市王子台6丁目41番地1　メゾネット王子台C棟6号	参議院議員	
				100,000	28.5.23			
				99,000	28.6.10			
				100,000	28.7.8			
8	0	0	この頁の小計	299,000				
8	1	0	その他の寄附	0				
9	0	0	合計					

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			網中　肇			359,	000	／	千葉市中央区宮崎町663-2-604	千葉県議会議員	
						30,	000	28.1.21			
						30,	000	28.2.19			
						30,	000	28.3.18			
						30,	000	28.4.21			
						30,	000	28.5.20			
						29,	000	28.6.21			
						30,	000	28.7.21			
						30,	000	28.8.19			
						30,	000	28.9.21			
						30,	000	28.10.21			
						30,	000	28.11.21			
						30,	000	28.12.21			
8	0	0	この頁の小計			359,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			河野　俊紀			359,	000	〃	千葉市美浜区打瀬1-2-2-F1305	千葉県議会議員	
						30,	000	28.1.21			
						30,	000	28.2.19			
						30,	000	28.3.18			
						30,	000	28.4.21			
						30,	000	28.5.20			
						29,	000	28.6.21			
						30,	000	28.7.21			
						30,	000	28.8.19			
						30,	000	28.9.21			
						30,	000	28.10.21			
						30,	000	28.11.21			
						30,	000	28.12.21			
8	0	0	この頁の小計			359,	000	〃			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			天野　行雄			359,	000	／	千葉市稲毛区園生町487-63	千葉県議会議員	
						30,	000	28.1.21			
						30,	000	28.2.19			
						30,	000	28.3.18			
						30,	000	28.4.21			
						30,	000	28.5.20			
						29,	000	28.6.21			
						30,	000	28.7.21			
						30,	000	28.8.19			
						30,	000	28.9.21			
						30,	000	28.10.21			
						30,	000	28.11.21			
						30,	000	28.12.21			
8	0	0	この頁の小計			359,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			石井　敏雄			359,	000	／	八千代市桑納430・431番地合併	千葉県議会議員	
						30,	000	28.1.21			
						30,	000	28.2.19			
						30,	000	28.3.18			
						30,	000	28.4.21			
						30,	000	28.5.20			
						29,	000	28.6.21			
						30,	000	28.7.21			
						30,	000	28.8.19			
						30,	000	28.9.21			
						30,	000	28.10.21			
						30,	000	28.11.21			
						30,	000	28.12.21			
8	0	0	この頁の小計			359,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄　附　の　内　訳　（個　人）							寄　附　者　の　区　分	個　人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千 円	年月日	住所	職業	備考
			鈴木　均			359,000	／	習志野市津田沼7-16-21-202	千葉県議会議員	
						30,000	28.1.21			
						30,000	28.2.19			
						30,000	28.3.18			
						30,000	28.4.21			
						30,000	28.5.20			
						29,000	28.6.21			
						30,000	28.7.21			
						30,000	28.8.19			
						30,000	28.9.21			
						30,000	28.10.21			
						30,000	28.11.21			
						30,000	28.12.21			
8	0	0	この頁の小計			359,000	／			
8	1	0	その他の寄附			0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）				寄附者の区分	個人		
	寄附者の氏名	金額（十億 百万 千 円）	年月日	住所	職業	備考	
	竹内　圭司	359,000	〃	千葉市緑区おゆみ野3-17-10-203	千葉県議会議員		
		30,000	28.1.21				
		30,000	28.2.19				
		30,000	28.3.18				
		30,000	28.4.21				
		30,000	28.5.20				
		29,000	28.6.21				
		30,000	28.7.21				
		30,000	28.8.19				
		30,000	28.9.21				
		30,000	28.10.21				
		30,000	28.11.21				
		30,000	28.12.21				
800	この頁の小計	359,000	〃				
810	その他の寄附	0	→ ※ 下記注意(1)参照。				
900	合計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			野田　剛彦			359,	000		船橋市習志野台4-54-7-303	千葉県議会議員	
						30,	000	28.1.21			
						30,	000	28.2.19			
						30,	000	28.3.18			
						30,	000	28.4.21			
						30,	000	28.5.20			
						29,	000	28.6.21			
						30,	000	28.7.21			
						30,	000	28.8.19			
						30,	000	28.9.21			
						30,	000	28.10.21			
						30,	000	28.11.21			
						30,	000	28.12.21			
8	0	0	この頁の小計			359,	000				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			大崎　雄介			239,	000	／	船橋市咲が丘4-20-31	千葉県議会議員	
						30,	000	28.5.20			
						29,	000	28.6.21			
						30,	000	28.7.21			
						30,	000	28.8.19			
						30,	000	28.9.21			
						30,	000	28.10.21			
						30,	000	28.11.21			
						30,	000	28.12.21			
8	0	0	この頁の小計			239,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）				寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額（十億 百万 千 円）	年月日	住所	職業	備考
			守屋　貴子	359,000	〃	市川市東菅野2-4-18	千葉県議会議員	
				30,000	28.1.21			
				30,000	28.2.19			
				30,000	28.3.18			
				30,000	28.4.21			
				30,000	28.5.20			
				29,000	28.6.21			
				30,000	28.7.21			
				30,000	28.8.19			
				30,000	28.9.21			
				30,000	28.10.21			
				30,000	28.11.21			
				30,000	28.12.21			
8	0	0	この頁の小計	359,000	〃			
8	1	0	その他の寄附	0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			矢崎　堅太郎			359,	000	／	浦安市明海3-2-11-203	千葉県議会議員	
						30,	000	28.1.21			
						30,	000	28.2.19			
						30,	000	28.3.18			
						30,	000	28.4.21			
						30,	000	28.5.20			
						29,	000	28.6.21			
						30,	000	28.7.21			
						30,	000	28.8.19			
						30,	000	28.9.21			
						30,	000	28.10.21			
						30,	000	28.11.21			
						30,	000	28.12.21			
8	0	0	この頁の小計			359,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	寄附者の区分	個人 住所	職業	備考
			松戸　隆政			239,	000	／		松戸市大橋233-1	千葉県議会議員	
						30,	000	28.5.20				
						29,	000	28.6.21				
						30,	000	28.7.21				
						30,	000	28.8.19				
						30,	000	28.9.21				
						30,	000	28.10.21				
						30,	000	28.11.21				
						30,	000	28.12.21				
8	0	0	この頁の小計			239,	000	／				
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。				
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			粕谷　淳子			359,	000	／	松戸市上本郷2735	千葉県議会議員	
						30,	000	28.1.21			
						30,	000	28.2.19			
						30,	000	28.3.18			
						30,	000	28.4.21			
						30,	000	28.5.20			
						29,	000	28.6.21			
						30,	000	28.7.21			
						30,	000	28.8.19			
						30,	000	28.9.21			
						30,	000	28.10.21			
						30,	000	28.11.21			
						30,	000	28.12.21			
8	0	0	この頁の小計			359,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　　個　　人

（７）寄　附　の　内　訳　（個　人）								寄　附　者　の　区　分	個　　人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住　　所	職　業	備　考
			礒部　裕和			359,	000	／	野田市岩名1-41-20	千葉県議会議員	
						30,	000	28.1.21			
						30,	000	28.2.19			
						30,	000	28.3.18			
						30,	000	28.4.21			
						30,	000	28.5.20			
						29,	000	28.6.21			
						30,	000	28.7.21			
						30,	000	28.8.19			
						30,	000	28.9.21			
						30,	000	28.10.21			
						30,	000	28.11.21			
						30,	000	28.12.21			
8	0	0	この頁の小計			359,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合　　計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			中田　学			359,	000	／	柏市塚崎2-7-29	千葉県議会議員	
						30,	000	28.1.21			
						30,	000	28.2.19			
						30,	000	28.3.18			
						30,	000	28.4.21			
						30,	000	28.5.20			
						29,	000	28.6.21			
						30,	000	28.7.21			
						30,	000	28.8.19			
						30,	000	28.9.21			
						30,	000	28.10.21			
						30,	000	28.11.21			
						30,	000	28.12.21			
8	0	0	この頁の小計			359,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			田中　信行			359,	000	／	千葉市若葉区桜木7-3-34	千葉県議会議員	
						30,	000	28.1.21			
						30,	000	28.2.19			
						30,	000	28.3.18			
						30,	000	28.4.21			
						30,	000	28.5.20			
						29,	000	28.6.21			
						30,	000	28.7.21			
						30,	000	28.8.19			
						30,	000	28.9.21			
						30,	000	28.10.21			
						30,	000	28.11.21			
						30,	000	28.12.21			
8	0	0	この頁の小計			359,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千 円	年月日	住所	職業	備考
			鈴木　陽介			359,000	／	四街道市和良比1114-2-102	千葉県議会議員	
						30,000	28.1.21			
						30,000	28.2.19			
						30,000	28.3.18			
						30,000	28.4.21			
						30,000	28.5.20			
						29,000	28.6.21			
						30,000	28.7.21			
						30,000	28.8.19			
						30,000	28.9.21			
						30,000	28.10.21			
						30,000	28.11.21			
						30,000	28.12.21			
8	0	0	この頁の小計			359,000／				
8	1	0	その他の寄附			0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			横堀　喜一郎			359,	000	／	茂原市茂原233	千葉県議会議員	
						30,	000	28.1.21			
						30,	000	28.2.19			
						30,	000	28.3.18			
						30,	000	28.4.21			
						30,	000	28.5.20			
						29,	000	28.6.21			
						30,	000	28.7.21			
						30,	000	28.8.19			
						30,	000	28.9.21			
						30,	000	28.10.21			
						30,	000	28.11.21			
						30,	000	28.12.21			
8	0	0	この頁の小計			359,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　　個　　人

（7）寄　附　の　内　訳　（個　人）							寄　附　者　の　区　分	個　　人	
			寄附者の氏名	金　　額		年月日	住　　所	職　業	備　考
				十億	百万	千　円			
			石井　宏子			359,000	君津市外箕輪4-14-12	千葉県議会議員	
						30,000	28.1.21		
						30,000	28.2.19		
						30,000	28.3.18		
						30,000	28.4.21		
						30,000	28.5.20		
						29,000	28.6.21		
						30,000	28.7.21		
						30,000	28.8.19		
						30,000	28.9.21		
						30,000	28.10.21		
						30,000	28.11.21		
						30,000	28.12.21		
8	0	0	この頁の小計			359,000			
8	1	0	その他の寄附			0	→ ※ 下記注意(1)参照。		
9	0	0	合　　計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）				寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額（十億／百万／千／円）	年月日	住所	職業	備考
			高橋　浩	359,000	〃	木更津市本郷1-6-23	千葉県議会議員	
				30,000	28.1.21			
				30,000	28.2.19			
				30,000	28.3.18			
				30,000	28.4.21			
				30,000	28.5.20			
				29,000	28.6.21			
				30,000	28.7.21			
				30,000	28.8.19			
				30,000	28.9.21			
				30,000	28.10.21			
				30,000	28.11.21			
				30,000	28.12.21			
8	0	0	この頁の小計	359,000	〃			
8	1	0	その他の寄附	0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			三井　美和香			239,	000		千葉市中央区登戸1-10-10-301	千葉市議会議員	
						20,	000	28.1.21			
						20,	000	28.2.19			
						20,	000	28.3.18			
						20,	000	28.4.21			
						20,	000	28.5.20			
						19,	000	28.6.21			
						20,	000	28.7.21			
						20,	000	28.8.19			
						20,	000	28.9.21			
						20,	000	28.10.21			
						20,	000	28.11.21			
						20,	000	28.12.21			
8	0	0	この頁の小計			239,	000				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千 円	年月日	住所	職業	備考
			布施　貴良			239,000	／	千葉市美浜区高洲3-4-12-202	千葉市議会議員	
						20,000	28.1.21			
						20,000	28.2.19			
						20,000	28.3.18			
						20,000	28.4.21			
						20,000	28.5.20			
						19,000	28.6.21			
						20,000	28.7.21			
						20,000	28.8.19			
						20,000	28.9.21			
						20,000	28.10.21			
						20,000	28.11.21			
						20,000	28.12.21			
8	0	0	この頁の小計			239,000	／			
8	1	0	その他の寄附			0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			田畑　直子			239,	000	／	千葉市美浜区真砂2-15-1-905	千葉市議会議員	
						20,	000	28.1.21			
						20,	000	28.2.19			
						20,	000	28.3.18			
						20,	000	28.4.21			
						20,	000	28.5.20			
						19,	000	28.6.21			
						20,	000	28.7.21			
						20,	000	28.8.19			
						20,	000	28.9.21			
						20,	000	28.10.21			
						20,	000	28.11.21			
						20,	000	28.12.21			
8	0	0	この頁の小計			239,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			川合　隆史			239,	000	／	千葉市稲毛区小仲台8-12-1-101	千葉市議会議員	
						20,	000	28.1.21			
						20,	000	28.2.19			
						20,	000	28.3.18			
						20,	000	28.4.21			
						20,	000	28.5.20			
						19,	000	28.6.21			
						20,	000	28.7.21			
						20,	000	28.8.19			
						20,	000	28.9.21			
						20,	000	28.10.21			
						20,	000	28.11.21			
						20,	000	28.12.21			
8	0	0	この頁の小計			239,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			三瓶　輝枝			239,	000	／	千葉市花見川区花園1-10-3-103	千葉市議会議員	
						20,	000	28.1.21			
						20,	000	28.2.19			
						20,	000	28.3.18			
						20,	000	28.4.21			
						20,	000	28.5.20			
						19,	000	28.6.21			
						20,	000	28.7.21			
						20,	000	28.8.19			
						20,	000	28.9.21			
						20,	000	28.10.21			
						20,	000	28.11.21			
						20,	000	28.12.21			
8	0	0	この頁の小計			239,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			段木　和彦			239,	000	／	千葉市花見川区花島町430-8	千葉市議会議員	
						20,	000	28.1.21			
						20,	000	28.2.19			
						20,	000	28.3.18			
						20,	000	28.4.21			
						20,	000	28.5.20			
						19,	000	28.6.21			
						20,	000	28.7.21			
						20,	000	28.8.19			
						20,	000	28.9.21			
						20,	000	28.10.21			
						20,	000	28.11.21			
						20,	000	28.12.21			
8	0	0	この頁の小計			239,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→	※ 下記注意(1)参照。		
9	0	0	合計					→	※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			白鳥　誠			239,	000	／	千葉市緑区おゆみ野南2-97-9	千葉市議会議員	
						20,	000	28.1.21			
						20,	000	28.2.19			
						20,	000	28.3.18			
						20,	000	28.4.21			
						20,	000	28.5.20			
						19,	000	28.6.21			
						20,	000	28.7.21			
						20,	000	28.8.19			
						20,	000	28.9.21			
						20,	000	28.10.21			
						20,	000	28.11.21			
						20,	000	28.12.21			
8	0	0	この頁の小計			239,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			麻生　紀雄			239,	000	／	千葉市若葉区都賀の台3-10-37	千葉市議会議員	
						20,	000	28.1.21			
						20,	000	28.2.19			
						20,	000	28.3.18			
						20,	000	28.4.21			
						20,	000	28.5.20			
						19,	000	28.6.21			
						20,	000	28.7.21			
						20,	000	28.8.19			
						20,	000	28.9.21			
						20,	000	28.10.21			
						20,	000	28.11.21			
						20,	000	28.12.21			
8	0	0	この頁の小計			239,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			山口　勇			119,	000		八千代市八千代台東1-7-2	市議会議員	
						10,	000	28.1.21			
						10,	000	28.2.19			
						10,	000	28.3.18			
						10,	000	28.4.21			
						10,	000	28.5.20			
						9,	000	28.6.21			
						10,	000	28.7.21			
						10,	000	28.8.19			
						10,	000	28.9.21			
						10,	000	28.10.21			
						10,	000	28.11.21			
						10,	000	28.12.21			
8	0	0	この頁の小計			119,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			河野　慎一			119,	000		八千代市萱田町1028	市議会議員	
						10,	000	28.1.21			
						10,	000	28.2.19			
						10,	000	28.3.18			
						10,	000	28.4.21			
						10,	000	28.5.20			
						9,	000	28.6.21			
						10,	000	28.7.21			
						10,	000	28.8.19			
						10,	000	28.9.21			
						10,	000	28.10.21			
						10,	000	28.11.21			
						10,	000	28.12.21			
8	0	0	この頁の小計			119,	000				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）				寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額（十億 百万 千 円）	年月日	住所	職業	備考
			松﨑　寛文	79,000	〃	八千代市米本2252-110 2-206	市議会議員	
				9,000	28.6.21			
				10,000	28.7.21			
				10,000	28.8.19			
				10,000	28.9.21			
				10,000	28.10.21			
				10,000	28.11.21			
				10,000	28.12.14			
				10,000	28.12.21			
			木村　孝	119,000	〃	習志野市奏の杜2-8-10	市議会議員	
				59,000	28.8.19			
				60,000	28.12.14			
			市角　雄幸	119,000	〃	習志野市大久保3-6-26	市議会議員	
				59,000	28.6.23			
				60,000	28.11.24			
8	0	0	この頁の小計	317,000	〃			
8	1	0	その他の寄附	0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計		→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に（特）と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			斉藤　誠			119,	000	／	船橋市海神4-22-12	市議会議員	
						10,	000	28.1.15			
						10,	000	28.2.17			
						10,	000	28.3.17			
						10,	000	28.4.15			
						10,	000	28.5.17			
						9,	000	28.6.17			
						10,	000	28.7.15			
						10,	000	28.8.17			
						10,	000	28.9.16			
						10,	000	28.10.17			
						10,	000	28.11.17			
						10,	000	28.12.16			
8	0	0	この頁の小計			119,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			津曲　俊明			119,	000	〃	船橋市高根台6-28-12	市議会議員	
						10,	000	28.1.27			
						10,	000	28.3.2			
						10,	000	28.3.10			
						10,	000	28.4.12			
						10,	000	28.6.1			
						9,	000	28.6.23			
						10,	000	28.7.26			
						10,	000	28.8.16			
						10,	000	28.9.20			
						10,	000	28.10.27			
						20,	000	28.11.30			
8	0	0	この頁の小計			119,	000	〃			
8	1	0	その他の寄附				0	→	※ 下記注意(1)参照。		
9	0	0	合計					→	※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			岡田　亨			119,	000	／	船橋市市場4-20-11-204	市議会議員	
						10,	000	28.1.15			
						10,	000	28.2.17			
						10,	000	28.3.17			
						10,	000	28.4.15			
						10,	000	28.5.17			
						9,	000	28.6.17			
						10,	000	28.7.15			
						10,	000	28.8.17			
						10,	000	28.9.16			
						10,	000	28.10.17			
						10,	000	28.11.17			
						10,	000	28.12.16			
8	0	0	この頁の小計			119,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→	※ 下記注意(1)参照。		
9	0	0	合計					→	※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			三橋　三郎			119,	000	／	船橋市習志野台1-25-18-1	市議会議員	
						10,	000	28.1.15			
						10,	000	28.2.17			
						10,	000	28.3.17			
						10,	000	28.4.15			
						10,	000	28.5.17			
						9,	000	28.6.17			
						10,	000	28.7.15			
						10,	000	28.8.17			
						10,	000	28.9.16			
						10,	000	28.10.17			
						10,	000	28.11.17			
						10,	000	28.12.16			
8	0	0	この頁の小計			119,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千 円	年月日	住所	職業	備考
			高橋　健太郎			79,000	／	船橋市八木が丘3-27-1	市議会議員	
						10,000	28.6.1			
						9,000	28.6.21			
						60,000	28.12.1			
			石原　義規			119,000	／	市川市真間4-11-C202	市議会議員	
						59,000	28.7.26			
						60,000	28.12.7			
			西牟田　勲			59,000	28.7.26	市川市八幡5-12-2	市議会議員	
			鈴木　雅斗			30,000	28.7.21	市川市相之川1-11-3　ﾛｰｽﾞｶﾞｰﾃﾞﾝB-17	市議会議員	
			岡野　純子			59,000	28.7.7	浦安市明海4-2-11-1902	市議会議員	
			吉村　啓治			119,000	／	浦安市富岡3-3-D-1102	市議会議員	
						59,000	28.6.24			
						60,000	28.12.16			
8	0	0	この頁の小計			465,000	／			
8	1	0	その他の寄附			0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			関根　治朗			119,	000	／	松戸市北松戸2-14-4	市議会議員	
						59,	000	28.6.20			
						60,	000	28.11.29			
8	0	0	この頁の小計			119,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			藤井　俊行			119,	000	／	流山市西初石1-776-36	市議会議員	
						10,	000	28.1.25			
						10,	000	28.2.24			
						10,	000	28.3.25			
						10,	000	28.4.22			
						10,	000	28.5.25			
						9,	000	28.6.24			
						10,	000	28.7.28			
						10,	000	28.8.25			
						10,	000	28.9.28			
						10,	000	28.10.24			
						10,	000	28.11.29			
						10,	000	28.12.28			
8	0	0	この頁の小計			119,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			森田　洋一			79,	000	／	流山市加6-1269	市議会議員	
						19,	000	28.6.21			
						60,	000	28.12.2			
			石原　義雄			119,	000	／	野田市尾崎225	市議会議員	
						59,	000	28.6.22			
						60,	000	28.11.28			
			滝本　恵一			119,	000	／	野田市木間ケ瀬4874-8	市議会議員	
						59,	000	28.6.20			
						60,	000	28.12.13			
			小椋　直樹			119,	000	／	野田市尾崎台33-4	市議会議員	
						59,	000	28.6.22			
						60,	000	28.12.7			
8	0	0	この頁の小計			436,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			永野　正敏			119,	000	／	柏市豊四季816-515-102	市議会議員	
						59,	000	28.7.20			
						60,	000	28.12.15			
			岡田　智佳			119,	000	／	柏市柏6-1-3　プラウド柏506号	市議会議員	
						59,	000	28.6.29			
						60,	000	28.12.1			
			吉田　進			119,	000	／	柏市南増尾1-23-50	市議会議員	
						59,	000	28.6.21			
						60,	000	28.11.28			
			飯塚　誠			119,	000	／	我孫子市湖北台10-10-4	市議会議員	
						59,	000	28.6.20			
						60,	000	28.11.29			
			広瀬　義積			119,	000	28.12.16	四街道市さちが丘1-22-5	市議会議員	
8	0	0	この頁の小計			595,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			栗原　直也			99,	000	〃	四街道市四街道1-8-9	市議会議員	
						39,	000	28.7.12			
						60,	000	28.12.2			
8	0	0	この頁の小計			99,	000	〃			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄　附　の　内　訳　（個　人）							寄　附　者　の　区　分	個　人			
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			高木　大輔			119,	000	〃	佐倉市上志津1599-6	市議会議員	
						10,	000	28.1.21			
						10,	000	28.2.19			
						10,	000	28.3.18			
						10,	000	28.4.21			
						10,	000	28.5.24			
						9,	000	28.6.21			
						10,	000	28.7.21			
						10,	000	28.8.19			
						10,	000	28.9.21			
						10,	000	28.10.28			
						10,	000	28.11.21			
						10,	000	28.12.21			
8	0	0	この頁の小計			119,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合　計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）								寄附者の区分	個人		
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			吉本　貴美子			20,	000	28.3.8	四街道市大日118-13	市議会議員	
			鎌倉　金			119,	000	／	銚子市愛宕町3212-1-1	市議会議員	
						59,	000	28.7.6			
						60,	000	28.12.14			
			海保　茂喜			40,	000	28.6.22	成田市荒海5-4	市議会議員	
			前田　正志			119,	000	／	茂原市東茂原16-181	市議会議員	
						59,	000	28.7.5			
						60,	000	28.12.9			
			平田　悦子			119,	000	／	君津市南子安9-5-11	市議会議員	
						59,	000	28.6.23			
						60,	000	28.12.7			
			栗原　恒治			119,	000	／	富里市十倉185-453	市議会議員	
						59,	000	28.7.6			
						60,	000	28.12.12			
8	0	0	この頁の小計			536,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			針貝　和幸			119,	000	〃	鎌ヶ谷市北中沢2-21-35	市議会議員	
						59,	000	28.6.30			
						60,	000	28.12.12			
			大内　一也			79,	000	〃	鎌ヶ谷市右京塚3-18　山口ｺｰﾎﾟB-706	市議会議員	
						10,	000	28.6.2			
						9,	000	28.7.4			
						10,	000	28.8.1			
						10,	000	28.8.30			
						10,	000	28.10.3			
						10,	000	28.10.31			
						20,	000	28.12.1			
8	0	0	この頁の小計			198,	000				
8	1	0	その他の寄附				0				
9	0	0	合計								

〃 → ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その７－１）　個　人

（７）寄附の内訳（個人）							寄附者の区分	個人			
			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	住所	職業	備考
			玉木　実			119,	000	／	印西市高花2-14-7	市議会議員	
						10,	000	28.2.16			
						10,	000	28.2.16			
						10,	000	28.4.21			
						29,	000	28.7.5			
						10,	000	28.8.26			
						50,	000	28.12.8			
8	0	0	この頁の小計			119,	000	／			
8	1	0	その他の寄附				0	→	※ 下記注意(1)参照。		
9	0	0	合計		19,	422,	000	／	※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その13-1）

３．支出項目別金額の内訳

（１）支出の総括表

項目					金額				備考	
1 経常経費					十億	百万	千	円		
	(1) 人件費	0	1	0			19,362	372		
	(2) 光熱水費	0	2	0			496	427		
	(3) 備品・消耗品費	0	3	0			1,652	410		
	(4) 事務所費	0	4	0			7,139	829		
	小計 ((1)～(4))	8	0	0			28,651	038		
2 政治活動費					十億	百万	千	円		
	(1) 組織活動費	0	5	0			11,595	249		
	(2) 選挙関係費	0	6	0			2,004	657		
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※	0	7	0			1,530	203	うち本部・支部間の交付金	219,600
	（内訳）ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0			219	600	うち本部・支部間の交付金	219,600
	（内訳）イ 宣伝事業費	0	9	0			1,310	603		
	（内訳）ウ 政治資金パーティー開催事業費	1	0	0				0		
	（内訳）エ その他の事業費	1	1	0				0		
	(4) 調査研究費	1	2	0			23	828		
	(5) 寄附・交付金	1	3	0			20,920	000	うち本部・支部間の交付金	12,520,000
	(6) その他の経費	1	4	0			300	000		
	小計 ((1)～(6))	8	0	1			36,373	937	うち本部・支部間の交付金合計	12,739,600 円
合計		9	0	0			65,024	975	←(800)行と(801)行の合計を記載すること。	

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、（その16）を添付すること。

注意　支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること（詳細は表（その 14）、（その 15-1）及び（その 15-2）の注意書きを参照。

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その 14)	政治活動費内訳書(その 15-1)	政治活動費内訳書(その 15-2)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出 「コピー機により複写した領収書の写し」が必要	必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要
上記以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）	1件5万円以上の支出 「コピー機により複写した領収書の写し」が必要	不要 ※資金管理団体は必要		

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） ①．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　大会費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
議案印刷費	51,840	H28.2.3	㈱弘報社印刷	千葉市緑区古市場町474-268	
大会会場費	423,677	H28.2.22	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
大会懇親会費用	857,358	H28.2.22	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
議案印刷費	207,360	H28.2.22	㈱弘報社印刷	千葉市緑区古市場町474-268	
大会看板代	61,560	H28.3.7	㈱メロウリンク企画	千葉市中央区中央4-12-12中央土地建物ビル206号室	
大会看板代	69,120	H28.5.12	㈱メロウリンク企画	千葉市中央区中央4-12-12中央土地建物ビル206号室	
議案印刷費	67,500	H28.5.12	㈱弘報社印刷	千葉市緑区古市場町474-268	
大会会場費	321,748	H28.5.20	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
大会懇親会費用	821,286	H28.5.20	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
この頁の小計	2,881,449				
その他の支出	0				
合計	2,881,449				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） ①．組織活動費　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （行事・会議費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
懇親会			129	600	H28.1.20	中華居酒屋　佳陽	東京都千代田区六番町4-2Ｂ１	
会議室料			78	190	H28.2.3	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
懇親会			266	414	H28.2.3	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
懇親会			67	897	H28.3.15	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
懇親会			63	291	H28.3.30	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
会議室料			73	311	H28.4.4	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
懇親会			217	631	H28.4.4	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
資料印刷代			116	100	H28.4.12	㈱弘報社印刷	千葉市緑区古市場町474-268	
懇親会			61	592	H28.4.26	㈱ほてい家	千葉市中央区本千葉町9-8	
懇親会			204	854	H28.5.12	㈱千葉マリンスタジアム	千葉市中央区富士見1-3-2	
会議宿泊代			115	000	H28.6.15	名鉄観光サービス（株）	愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19　住友生命名古屋ビル８階	
懇親会			102	251	H28.6.20	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
懇親会			79	938	H28.6.27	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
この頁の小計		1,	576	069				
その他の支出				0				
合計								

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） ①．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分 小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （行事・会議費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会議室料	56,538	H28.8.9	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
懇親会	282,328	H28.8.9	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
会議室料	51,548	H28.8.16	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
懇親会	186,350	H28.8.16	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
懇親会	53,440	H28.9.5	とんかつ居酒屋　喜八	千葉市中央区長洲1-16-6	
懇親会	109,428	H28.9.9	(株)東天紅	東京都台東区池之端1-4-1	
懇親会	177,000	H28.9.27	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
懇親会	74,971	H28.10.24	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
懇親会	60,952	H28.11.7	博多名代　吉塚うなぎ屋	福岡県福岡市博多区中洲2-8-27	
懇親会	135,000	H28.11.7	天神　御膳屋	福岡県福岡市中央区天神1-11-17福岡ビル地下１階	
会議室料	91,098	H28.11.17	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
懇親会	241,781	H28.11.17	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
懇親会	52,503	H28.11.17	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
この頁の小計	1,572,937				
その他の支出	0				
合計					

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） ①．組織活動費　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （行事・会議費）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
視察旅費			870,	480	H28.11.30	㈱日本旅行	千葉市中央区中央2-3-16千葉センタースクエアビル４階	
懇親会			196,	257	H28.12.14	(株)東天紅	東京都台東区池之端1-4-1	
懇親会			160,	000	H28.12.27	中華居酒屋　佳陽	東京都千代田区六番町4-2　Ｂ１	
懇親会			67,	069	H28.4.12	㈱千葉京成ホテル	千葉市中央区本千葉町15-1	
懇親会			54,	098	H28.8.8	かに将軍千葉店	千葉市中央区富士見2-7-3	
懇親会			56,	765	H28.8.29	流庵	千葉市中央区新町17-4　宍倉ビル３Ｆ	
この頁の小計		1,	404,	669				
その他の支出		1,	873,	864				
合計		6,	427,	539				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1) 政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） ①．組織活動費　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　旅費交通費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計				0				
その他の支出		1	155	246				
合計		1	155	246				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。

(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。

(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） ①. 組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　渉外費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計				0				
その他の支出			493	200				
合計			493	200				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） ①．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交際費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
香典			50	000	H28.1.12	小山善之	市川市新浜1-9-25-313	領収書なし
懇親会			50	200	H28.7.1	鮨家　久拓	千葉市中央区栄町40-13	
この頁の小計			100	200				
その他の支出			537	615				
合計			637	815				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　５．その他の事業費 ②．選挙関係費　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　公認・推薦料　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
公認料	400,000	H28.2.15	廣瀬義積	四街道市さちが丘1-22-5	
推薦料	50,000	H28.2.17	栗原直也	四街道市四街道1-8-9	
推薦料	50,000	H28.2.17	山下昌男	四街道市美しが丘3-26-8	
公認料	500,000	H28.5.19	寺田　聖	野田市花井1-4-10	
この頁の小計	1,000,000				
その他の支出	0				
合計	1,000,000				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　５．その他の事業費 ②．選挙関係費　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　陣中見舞　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計				0				
その他の支出			20	000				
合計			20	000				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 ②．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　選挙宣伝費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
新聞広告	161,460	H28.7.5	㈱朝日オリコミ	東京都中央区築地5-3-2朝日新聞社新館11F	
新聞広告	561,060	H28.7.5	(株)読売千葉広告社	千葉市中央区富士見2-17-16	
新聞広告	89,337	H28.7.14	(株)サンケイちば企画	千葉市中央区中央4-17-3	
新聞広告	86,400	H28.7.14	(株)千葉東京広告社	千葉市中央区中央3-5-7ニチメン千葉中央ハイツ605	
新聞広告	86,400	H28.7.14	(株)毎日広告社千葉支社	千葉市中央区新田町12-1トーシン千葉ビル301	
この頁の小計	984,657				
その他の支出	0				
合計	984,657				

→※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 ③．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　制作・印刷費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
機関紙代金			118,	800	H28.5.24	民進党民進プレス編集部	東京都千代田区永田町1-11-1	
機関紙代金			100,	800	H28.11.4	民進党民進プレス編集部	東京都千代田区永田町1-11-1	
この頁の小計			219,	600				
その他の支出				0				
合計			219,	600				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　７．寄附・交付金 ④．宣伝事業費　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　宣伝広告費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
ＨＰ更新料			96,	120	H28.4.14	いさおリンク	東京都東久留米市南沢5-18-5	
ＨＰ年間保守料			134,	827	H28.5.12	㈱メロウリンク企画	千葉市中央区中央4-12-12中央土地建物ビル206号室	
討議資料制作費			110,	000	H28.5.31	デザインビスプロジェクト	千葉県佐倉市八幡台1-9-2	
党名シール差し替え			86,	400	H28.6.13	㈱メロウリンク企画	千葉市中央区中央4-12-12中央土地建物ビル206号室	
看板代			120,	528	H28.6.20	日本催事株式会社	松戸市横須賀2-18-12	
看板代			97,	200	H28.6.20	(株)アイネット	千葉市中央区富士見2-16-4三社プラザビル６Ｆ	
この頁の小計			645,	075				
その他の支出			203,	740				
合計			848,	815				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　７．寄附・交付金 ④．宣伝事業費　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （遊説費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
宣伝車車検代			164	778	H28.2.3	千葉日産自動車（株）	千葉市中央区都町3-2-2	
宣伝車保険代			76	270	H28.2.3	損害保険ジャパン日本興亜(株)	東京都新宿区西新宿1-26-1	
宣伝車看板代			114	480	H28.6.13	㈱メロウリンク企画	千葉市中央区中央4-12-12中央土地建物ビル206号室	
この頁の小計			355	528				
その他の支出			106	260				
合計			461	788				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　⑥．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　８．その他の経費	項目別区分 小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （書籍購入費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	23,828				
合計	23,828				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　⑦．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　寄附金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄附金			200	000	H28.3.29	あみなか肇後援会	千葉市中央区宮崎町663-2　フェリス蘇我604	
寄附金			200	000	H28.3.29	河野としのりを支える会	千葉市美浜区打瀬1-2-2　セントラルパーク・イーストF1305	
寄附金			200	000	H28.3.29	天野ゆきお後援会	千葉市稲毛区穴川2-12-3　穴川第一ビル1F	
寄附金			200	000	H28.3.29	石井としお後援会	八千代市桑納430・431番地合併	
寄附金			200	000	H28.3.29	鈴木均後援会	習志野市津田沼4-1-25	
寄附金			200	000	H28.3.29	竹内　圭司	千葉市緑区おゆみ野3-17-10-203	
寄附金			200	000	H28.3.29	野田　剛彦	船橋市習志野台4-54-7-303	
寄附金			200	000	H28.3.29	地方政治政策研究会	浦安市今川4-2-2-1	
寄附金			200	000	H28.3.29	貴風会	市川市南八幡4-7-3　本八幡グリーンプラザ402号	
寄附金			200	000	H28.3.29	粕谷　淳子	松戸市上本郷2735	
寄附金			200	000	H28.3.29	礒部　裕和	野田市尾崎837-41　戸田ビル102	
寄附金			200	000	H28.3.29	中田学会	柏市塚崎2-7-29	
寄附金			200	000	H28.3.29	田中信行後援会	千葉市若葉区桜木6-14-6　クレインシティ107	
この頁の小計		2	600	000				
その他の支出				0				
合計								

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　⑦．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　寄附金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所	備考
寄附金			200	000	H28.3.29	鈴木　陽介	四街道市和良比913-74-102	
寄附金			200	000	H28.3.29	横堀喜一郎を励ます会	茂原市茂原233	
寄附金			200	000	H28.3.29	石井ひろ子後援会	君津市東坂田1-5-15	
寄附金			200	000	H28.3.29	高橋　浩	木更津市東太田1-9-30	
寄附金			150	000	H28.3.29	三井美和香後援会	千葉市中央区登戸1-11-13-203	
寄附金			150	000	H28.3.29	布施まさよし後援会	千葉市美浜区高洲3-4-12-101	
寄附金			150	000	H28.3.29	たばた直子後援会	千葉市美浜区真砂3-4-4 2F	
寄附金			150	000	H28.3.29	川合隆史後援会	千葉市稲毛区小仲台8-12-1-101	
寄附金			150	000	H28.3.29	三瓶　輝枝	千葉市花見川区花園1-10-3-103	
寄附金			150	000	H28.3.29	だんぎ和彦後援会	千葉市花見川区花島町430-8	
寄附金			150	000	H28.3.29	白鳥誠後援会	千葉市緑区おゆみ野2-97-9	
寄附金			150	000	H28.3.29	麻生　紀雄	千葉市若葉区都賀の台3-10-37	
寄附金			100	000	H28.3.30	山口いさむ後援会	八千代市八千代台東1-7-2	
この頁の小計		2	100	000				
その他の支出				0				
合計								

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　⑦．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　寄附金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所	備考
寄附金			100,	000	H28.3.30	こうの慎一後援会	八千代市萱田町1028	
寄附金			100,	000	H28.3.30	木村　孝	習志野市奏の杜2-8-10	
寄附金			100,	000	H28.3.30	いちずみ雄幸後援会	習志野市大久保1-8-13	
寄附金			100,	000	H28.3.30	さいとう誠と政策を作る会	船橋市海神4-22-12	
寄附金			100,	000	H28.3.30	津曲　俊明	船橋市高根台7-33-1-314	
寄附金			100,	000	H28.3.30	岡田とおる後援会	船橋市東船橋2-10-14	
寄附金			100,	000	H28.3.30	三橋　三郎	船橋市習志野台4-10-12　1階	
寄附金			100,	000	H28.3.30	石原　義規	市川市真間4-11-C202	
寄附金			100,	000	H28.3.30	西牟田　勲	市川市八幡5-12-2	
寄附金			100,	000	H28.3.30	岡野　純子	浦安市明海4-2　11-1902	
寄附金			100,	000	H28.3.30	吉村　啓治	浦安市富岡3-3-D-1102	
寄附金			100,	000	H28.3.30	関根ジロー	松戸市北松戸2-14-4	
寄附金			100,	000	H28.3.30	藤井俊行後援会	流山市西初石1-776-36	
この頁の小計		1,	300,	000				
その他の支出				0				
合計								

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　⑦．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　寄附金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所	備考
寄附金	100,000	H28.3.30	石原　義雄	野田市尾崎225	
寄附金	100,000	H28.3.30	滝本けいいち後援会	野田市宮崎96-4	
寄附金	100,000	H28.3.30	小椋　直樹	野田市岩名1-27-17　間中ビル301	
寄附金	100,000	H28.3.30	永野　正敏	柏市豊四季816の515の102号	
寄附金	100,000	H28.3.30	吉田進後援会	柏市南増尾1-23-50	
寄附金	100,000	H28.3.30	岡田ちか後援会	柏市柏6-1-3　プラウド柏506号	
寄附金	100,000	H28.3.30	飯塚　誠	我孫子市湖北台10-10-4	
寄附金	100,000	H28.3.30	広瀬　義積	四街道市さちが丘1丁目22番地5号	
寄附金	100,000	H28.3.30	栗原なおや後援会	四街道市大日418-3	
寄附金	100,000	H28.3.30	高木　大輔	佐倉市上志津1599-6	
寄附金	100,000	H28.3.30	海保　茂喜	成田市荒海5-4	
寄附金	100,000	H28.3.30	鎌倉金後援会	銚子市愛宕町3212-1-1	
寄附金	100,000	H28.3.30	山﨑　等	匝瑳市高2976番地	
この頁の小計	1,300,000				
その他の支出	0				
合計					

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　⑦．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分 小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　寄附金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所	備考
寄附金			100,	000	H28.3.30	前田正志後援会	茂原市東茂原16-181	
寄附金			100,	000	H28.3.30	平田えつ子後援会	君津市南子安9-5-11	
寄附金			100,	000	H28.3.30	栗原　恒治	富里市十倉185-453	
寄附金			100,	000	H28.3.30	針貝　和幸	鎌ケ谷市北中沢2-21-35	
寄附金			100,	000	H28.3.30	玉木　実	印西市高花2-14-7	
寄附金			200,	000	H28.6.21	石井宏子後援会	君津市東坂田1-5-15	
寄附金			300,	000	H28.6.20	寺田　聖	野田市花井1丁目4の10	
寄附金			100,	000	H28.12.15	民主政令指定都市政策協議会	神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地川崎市役所第2庁舎	
この頁の小計		1,	100,	000				
その他の支出				0				
合計		8,	400,	000				

→ ※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　⑦．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億　百万　千　円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
交付金	60,000	H28.1.25	民主党千葉県参議院選挙区第５総支部	千葉市中央区本町2-2-6　ﾊﾟｰｸｻｲﾄﾞ小柴102号	
交付金	200,000	H28.2.19	民主党千葉県第9区総支部	佐倉市西志津1-20-4　エステートＡ	
交付金	500,000	H28.3.28	民主党千葉県第1区総支部	千葉市中央区富士見2-9-28　第1山崎ﾋﾞﾙ6階	
交付金	50,000	H28.3.28	民主党千葉県第2総支部	八千代市萱田2237-16　タキノビル1F	
交付金	100,000	H28.3.28	民主党千葉県第3区総支部	千葉市緑区おゆみ野南2-97-9	
交付金	500,000	H28.3.28	民主党千葉県第4区総支部	船橋市薬円台6-6-8-202	
交付金	200,000	H28.3.28	民主党千葉県第5区総支部	市川市八幡2-9-12　鈴木ﾋﾞﾙ1階	
交付金	200,000	H28.3.28	民主党千葉県第6区総支部	松戸市岩瀬153-1ｱｾｯﾂ松戸1F	
交付金	100,000	H28.3.28	民主党千葉県第7区総支部	流山市西初石1-776-36	
交付金	100,000	H28.3.28	民主党千葉県第8総支部	柏市千代田1-5-50	
交付金	500,000	H28.3.28	民主党千葉県第9区総支部	佐倉市西志津1-20-4　エステートＡ	
交付金	300,000	H28.3.28	民主党千葉県第10区総支部	香取市佐原ロ2164-2	
交付金	50,000	H28.3.28	民主党千葉県第11区総支部	茂原市小林1978-31	
この頁の小計	2,860,000				
その他の支出	0				
合計					

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　⑦．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所	備考
交付金			50	000	H28.3.28	民主党千葉県第12区総支部	木更津市東太田1-9-30	
交付金			50	000	H28.3.28	民主党千葉県第13総支部	鎌ケ谷市北中沢2-21-35	
交付金			500	000	H28.3.28	民主党千葉県参議院選挙区第4総支部	柏市中央町5-21-705	
交付金		2	000	000	H28.3.28	民主党千葉県参議院選挙区第5総支部	千葉市中央区本町2-2-6　ﾊﾟｰｸｻｲﾄﾞ小柴102号	
交付金			100	000	H28.5.11	民主党千葉県第8総支部	柏市千代田1-5-50	
交付金			100	000	H28.5.19	民主党千葉県第7区総支部	流山市西初石1-776-36	
交付金			300	000	H28.6.3	民進党千葉県第1区総支部	千葉市中央区富士見2-9-28　第1山崎ﾋﾞﾙ6階	
交付金			300	000	H28.6.3	民進党千葉県第2区総支部	千葉市花見川区幕張町5丁目408-54	
交付金			300	000	H28.6.3	民主党千葉県第3区総支部	千葉市緑区おゆみ野南2-97-9	
交付金			300	000	H28.6.3	民進党千葉県第4区総支部	船橋市薬円台6-6-8-202	
交付金			300	000	H28.6.3	民進党千葉県第5区総支部	市川市八幡2-9-12　鈴木ﾋﾞﾙ1階	
交付金			300	000	H28.6.3	民進党千葉県第6区総支部	松戸市岩瀬153-1　ｱｾｯﾂ松戸1F	
交付金			300	000	H28.6.3	民進党千葉県第7区総支部	野田市中根６番地	
この頁の小計		4	900	000				
その他の支出				0				
合計								

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　⑦．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　交付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所	備考
交付金	300,000	H28.6.3	民進党千葉県第8区総支部	柏市柏5-6-10	
交付金	300,000	H28.6.3	民進党千葉県第9区総支部	佐倉市西志津1-20-4　エステートＡ	
交付金	300,000	H28.6.3	民進党千葉県第10区総支部	香取市佐原ロ2164-2	
交付金	300,000	H28.6.3	民主党千葉県第11区総支部	茂原市小林1978-31	
交付金	300,000	H28.6.3	民主党千葉県第12区総支部	木更津市東太田1-9-30	
交付金	300,000	H28.6.3	民進党千葉県参議院選挙区第4総支部	柏市中央町5-21-705	
交付金	300,000	H28.6.3	民進党千葉県参議院選挙区第5総支部	千葉市中央区本町2-2-6　ﾊﾟｰｸｻｲﾄﾞ小柴102号	
交付金	300,000	H28.6.3	民進党千葉県参議院選挙区第6総支部	佐倉市王子台1-14-4　松戸ビル2階	
交付金	300,000	H28.6.3	民進党千葉県第13区総支部	鎌ケ谷市南初富6-1-7　第2谷村ビル3F	
この頁の小計	2,700,000				
その他の支出	2,060,000				
合計	12,520,000				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　⑧．その他の経費	項目別区分 小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （貸付金　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
貸付金			300,000		H28.6.9	寺田　聖	野田市花井1-4-10	
この頁の小計			300,000					
その他の支出			0					
合計			300,000					

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			寄附・交付金			60,	000	H28. 1. 25	民主党千葉県参議院選挙区第５総支部	千葉市中央区本町2-2-6 ﾊﾟｰｸｻｲﾄﾞ小柴102号	
			寄附・交付金			200,	000	H28. 2. 19	民主党千葉県第9区総支部	佐倉市西志津1-20-4 エステートＡ	
			寄附・交付金			500,	000	H28. 3. 28	民主党千葉県第1区総支部	千葉市中央区富士見2-9-28 第1山崎ﾋﾞﾙ6階	
			寄附・交付金			50,	000	H28. 3. 28	民主党千葉県第2総支部	八千代市萱田2237-16 タキノビル1F	
			寄附・交付金			100,	000	H28. 3. 28	民主党千葉県第3区総支部	千葉市緑区おゆみ野南2-97-9	
			寄附・交付金			500,	000	H28. 3. 28	民主党千葉県第4区総支部	船橋市薬円台6-6-8-202	
			寄附・交付金			200,	000	H28. 3. 28	民主党千葉県第5区総支部	市川市八幡2-9-12 鈴木ﾋﾞﾙ1階	
			寄附・交付金			200,	000	H28. 3. 28	民主党千葉県第6区総支部	松戸市岩瀬153-1ｱｾｯﾂ松戸1F	
			寄附・交付金			100,	000	H28. 3. 28	民主党千葉県第7区総支部	流山市西初石1-776-36	
			寄附・交付金			100,	000	H28. 3. 28	民主党千葉県第8総支部	柏市千代田1-5-50	
			寄附・交付金			500,	000	H28. 3. 28	民主党千葉県第9区総支部	佐倉市西志津1-20-4 エステートＡ	
			寄附・交付金			300,	000	H28. 3. 28	民主党千葉県第10区総支部	香取市佐原ロ2164-2	
			寄附・交付金			50,	000	H28. 3. 28	民主党千葉県第11区総支部	茂原市小林1978-31	
			寄附・交付金			50,	000	H28. 3. 28	民主党千葉県第12区総支部	木更津市東太田1-9-30	
			寄附・交付金			50,	000	H28. 3. 28	民主党千葉県第13総支部	鎌ケ谷市北中沢2-21-35	
8	0	0	この頁の小計		2,	960,	000				
9	0	0	合計								

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			寄附・交付金			500,	000	H28.3.28	民主党千葉県参議院選挙区第４総支部	柏市中央町5-21-705	
			寄附・交付金		2,	000,	000	H28.3.28	民主党千葉県参議院選挙区第5総支部	千葉市中央区本町2-2-6 ﾊﾟｰｸｻｲﾄﾞ小柴102号	
			寄附・交付金			100,	000	H28.5.11	民主党千葉県第８総支部	柏市千代田1-5-50	
			寄附・交付金			100,	000	H28.5.19	民主党千葉県第７区総支部	流山市西初石1-776-36	
			寄附・交付金			300,	000	H28.6.3	民進党千葉県第1区総支部	千葉市中央区富士見2-9-28 第1山崎ﾋﾞﾙ6階	
			寄附・交付金			300,	000	H28.6.3	民進党千葉県第２区総支部	千葉市花見川区幕張町5丁目408-54	
			寄附・交付金			300,	000	H28.6.3	民主党千葉県第３区総支部	千葉市緑区おゆみ野南2-97-9	
			寄附・交付金			300,	000	H28.6.3	民進党千葉県第４区総支部	船橋市薬円台6-6-8-202	
			寄附・交付金			300,	000	H28.6.3	民進党千葉県第５区総支部	市川市八幡2-9-12 鈴木ﾋﾞﾙ1階	
			寄附・交付金			300,	000	H28.6.3	民進党千葉県第６区総支部	松戸市岩瀬153-1 ｱｾｯﾂ松戸1F	
			寄附・交付金			300,	000	H28.6.3	民進党千葉県第７区総支部	野田市中根６番地	
			寄附・交付金			300,	000	H28.6.3	民進党千葉県第８区総支部	柏市柏5-6-10	
			寄附・交付金			300,	000	H28.6.3	民進党千葉県第９区総支部	佐倉市西志津1-20-4 エステートＡ	
			寄附・交付金			300,	000	H28.6.3	民進党千葉県第10区総支部	香取市佐原ロ2164-2	
			寄附・交付金			300,	000	H28.6.3	民主党千葉県第11区総支部	茂原市小林1978-31	
8	0	0	この頁の小計		6,	000,	000				
9	0	0	合計								

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			寄附・交付金			300,	000	H28.6.3	民主党千葉県第12区総支部	木更津市東太田1-9-30	
			寄附・交付金			300,	000	H28.6.3	民進党千葉県第13区総支部	鎌ケ谷市南初富6-1-7　第2谷村ビル3F	
			寄附・交付金			300,	000	H28.6.3	民進党千葉県参議院選挙区第４総支部	柏市中央町5-21-705	
			寄附・交付金			300,	000	H28.6.3	民進党千葉県参議院選挙区第５総支部	千葉市中央区本町2-2-6　ﾊﾞｰｸｻｲﾄﾞ小柴102号	
			寄附・交付金			300,	000	H28.6.3	民進党千葉県参議院選挙区第６総支部	佐倉市王子台1-14-4　松戸ビル2階	
			寄附・交付金			40,	000	H28.1.25	民主党千葉県第1区総支部	千葉市中央区富士見2-9-28　第1山崎ﾋﾞﾙ6階	
			寄附・交付金			40,	000	H28.2.23	〃	〃	
			寄附・交付金			40,	000	H28.4.25	民進党千葉県第1区総支部	〃	
			寄附・交付金			40,	000	H28.5.26	〃	〃	
			寄附・交付金			40,	000	H28.6.24	〃	〃	
			寄附・交付金			40,	000	H28.7.25	〃	〃	
			寄附・交付金			40,	000	H28.8.25	〃	〃	
			寄附・交付金			40,	000	H28.9.23	〃	〃	
			寄附・交付金			40,	000	H28.10.25	〃	〃	
			寄附・交付金			40,	000	H28.11.25	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計			1,900,	000				
9	0	0	合計								

（その16）

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			寄附・交付金			20,	000	H28.12.22	民進党千葉県第1区総支部	千葉市中央区富士見2-9-28　第1山崎ﾋﾞﾙ6階	
			寄附・交付金			30,	000	H28.1.25	民主党千葉県第2総支部	八千代市萱田2237-16　タキノビル1F	
			寄附・交付金			30,	000	H28.2.23	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H28.1.25	民主党千葉県第3区総支部	千葉市緑区おゆみ野南2-97-9	
			寄附・交付金			30,	000	H28.2.23	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H28.4.25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H28.5.26	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H28.6.24	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H28.7.25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H28.8.25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H28.9.23	民進党千葉県第3区総支部	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H28.10.25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H28.11.25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H28.12.22	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H28.1.25	民主党千葉県第７区総支部	流山市西初石1-776-36	
8	0	0	この頁の小計			440,	000				
9	0	0	合計								

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			寄附・交付金			30,	000	H28. 2. 23	民主党千葉県第７区総支部	流山市西初石1-776-36	
			寄附・交付金			30,	000	H28. 4. 25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H28. 1. 25	民主党千葉県第８総支部	柏市千代田1-5-50	
			寄附・交付金			30,	000	H28. 2. 23	〃	〃	
			寄附・交付金			40,	000	H28. 4. 6	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H28. 4. 25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H28. 1. 25	民主党千葉県第11区総支部	茂原市小林1978-31	
			寄附・交付金			30,	000	H28. 2. 23	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H28. 4. 25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H28. 5. 26	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H28. 6. 24	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H28. 7. 25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H28. 8. 25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H28. 9. 23	民進党千葉県第11区総支部	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H28. 10. 25	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計			460,	000				
9	0	0	合計								

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			寄附・交付金			30,	000	H28. 11. 25	民進党千葉県第11区総支部	茂原市小林1978-31	
			寄附・交付金			30,	000	H28. 1. 25	民主党千葉県第12区総支部	木更津市東太田1-9-30	
			寄附・交付金			30,	000	H28. 2. 23	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H28. 4. 25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H28. 5. 26	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H28. 6. 24	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H28. 7. 25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H28. 8. 25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H28. 9. 23	民進党千葉県第12区総支部	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H28. 10. 25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H28. 11. 25	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H28. 12. 22	〃	〃	
			寄附・交付金			30,	000	H28. 1. 25	民主党千葉県第13総支部	鎌ケ谷市北中沢2-21-35	
			寄附・交付金			30,	000	H28. 2. 23	〃	〃	
			寄附・交付金			40,	000	H28. 1. 25	民主党千葉県参議院選挙区第４総支部	柏市中央町5-21-705	
8	0	0	この頁の小計			460,	000				
9	0	0	合計								

(その16)

（4） 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳

			支出項目	金額 十億	百万	千	円	年月日	交付金の供与を受けた本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備考
			寄附・交付金			40,	000	H28. 2. 23	民主党千葉県参議院選挙区第４総支部	柏市中央町5-21-705	
			寄附・交付金			20,	000	H28. 4. 25	民進党千葉県参議院選挙区第４総支部	〃	
			寄附・交付金			40,	000	H28. 2. 23	民主党千葉県参議院選挙区第５総支部	千葉市中央区本町2-2-6 ﾊﾞｰｸｻｲﾄﾞ小柴102号	
			寄附・交付金			40,	000	H28. 4. 25	〃	〃	
			寄附・交付金			20,	000	H28. 5. 26	民進党千葉県参議院選挙区第５総支部	〃	
			寄附・交付金			20,	000	H28. 6. 24	〃	〃	
			寄附・交付金			20,	000	H28. 7. 25	〃	〃	
			寄附・交付金			20,	000	H28. 8. 25	〃	〃	
			寄附・交付金			20,	000	H28. 9. 23	〃	〃	
			寄附・交付金			20,	000	H28. 10. 25	〃	〃	
			寄附・交付金			20,	000	H28. 11. 25	〃	〃	
			寄附・交付金			20,	000	H28. 12. 22	〃	〃	
			機関紙誌の発行事業費			118,	800	H28. 5. 24	民進党　民進プレス編集部	東京都千代田区永田町1-11-1	
			機関紙誌の発行事業費			100,	800	H28. 11. 4	〃	〃	
8	0	0	この頁の小計			519,	600				
9	0	0	合計		12,	739,	600				

（その17）

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無						
資産等の項目別区分	14		16	有 ※注(3)参照 88	無	備考
ア　土地	0	1	0	☐	☑	
イ　建物	0	2	0	☐	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	☐	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	☑ ／	☐	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	0	5	0	☐	☑	
カ　金銭信託	0	6	0	☐	☑	
キ　有価証券	0	7	0	☐	☑	
ク　出資による権利	0	8	0	☐	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	☐	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	☑ ／	☐	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	☐	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	☐	☑	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。
(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

（その18）

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 01 土地　04 動産　07 有価証券　10 敷金 02 建物　05 預金等　08 出資　11 会員権等 03 地上権等　06 金銭信託　09 貸付金　12 借入金

	摘要	金額				年月日	備考
		十億	百万	千	円		
	街頭宣伝車		4,	657,	951	H22.2.23	1台
800	この頁の小計		4,	657,	951		
900	合計		4,	657,	951		

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

（その18）

2　資産等の項目別内訳

資産等の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 01 土地　04 動産　07 有価証券　⑩ 敷金 02 建物　05 預金等　08 出資　11 会員権等 03 地上権等　06 金銭信託　09 貸付金　12 借入金

			摘要	金額 十億	百万	千	円	年月日	備考
			有限会社　芳野総業		1,	191,	828	H17. 2. 22	
8	0	0	この頁の小計		1,	191,	828		
9	0	0	合計		1,	191,	828		

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
　　(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

（その20）

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

☑ 領収書等の写し

☐ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

※添付した書類の「☐」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 29 年 3 月 2 日

政治団体の名称　民進党千葉県総支部連合会

会計責任者の氏名　田中　信行　㊞

（以下は解散届提出時のみ記入）

（代表者の氏名　　㊞）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要